



今後の検討事項について

令和4年10月

総合通信基盤局 電波部

登録証明機関の欧米試験データ活用のための取組への対応

欧米試験データの活用について、これまでの検討会においてメーカー及び登録証明機関等から出された意見や要望等について、以下のとおり検討し対応する。

1 メーカー及び登録証明機関等からの意見や要望等

➤ 主な意見や要望等

- ・登録証明機関向けの統一ルール
- ・欧米基準試験データの信頼性確保
- ・マニュアル等への認証の表記要件の情報
- ・疑問解消や共通化の有効なツール など

2 意見や要望等への対応

検討する項目	対応の方向性
登録証明機関向けの統一ルール	登録証明機関での欧米試験データの受入における規準を示す必要があるのではないか
欧米基準試験データの信頼性確保	登録証明機関でのデータ活用における信頼性確保のための規準を示す必要があるのではないか
マニュアル等への認証の表記要件の情報	マニュアル等に記載する項目を具体的に示す必要があるのではないか
疑問解消や共通化の有効なツール	海外における取組事例を参考にQ & Aの内容を充実する必要があるのではないか

3 認証手続きのガイドライン・Q & A等（登録証明機関に周知）

● 検討事項

- 日欧米における無線LAN等の認証に必要な技術的条件、試験項目、測定法等の比較検討
- 欧米基準の無線試験データ活用等による日本の試験項目や測定法の見直しの方向性
- その他上記の検討事項に関連する事項

登録証明機関の欧米試験データ活用のための取組について

< 検討スケジュール（案） >

年内：

- 登録証明機関へのヒアリング、
- 認証手続きのガイドラインやQ&Aの項目案について

無線LAN等の技術基準等
の見直しの方向性

情報通信審議会
技術分科会 無線LAN
作業班にて審議

年明け～

無線LAN作業班での審議状況を踏まえつつ、検討会の報告書、
認証手続きのガイドライン、Q&Aをとりまとめ

参 考

- ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等
- ・ 登録証明機関に提出する書類
- ・ 登録証明機関ヒアリングの結果概要
- ・ 測定器に関する規程について
- ・ 表示に関する規程について

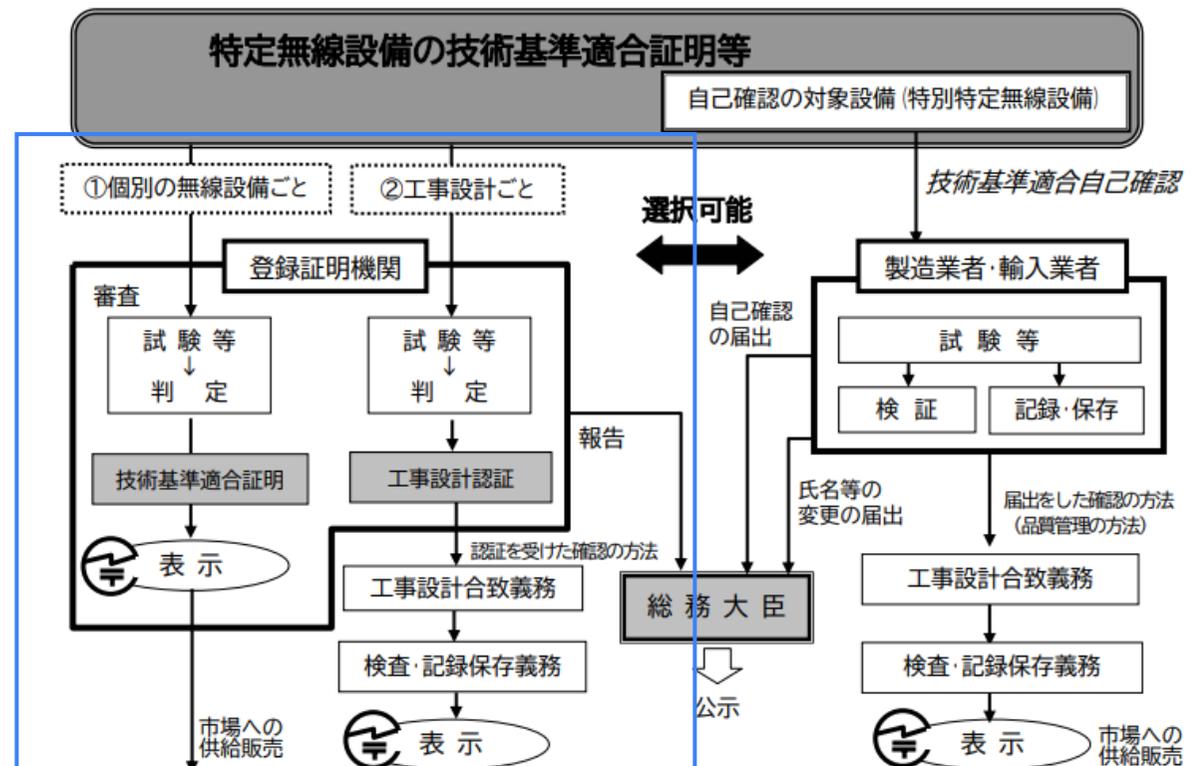
特定無線設備の技術基準適合証明等

- 無線局開設のための免許手続の特例として、小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの(特定無線設備)について、登録証明機関が電波法に定める技術基準に適合していることを証明する制度。

- ①技術基準適合証明: 無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定を、無線設備の個別の機器ごとに行う制度。
- ②工事設計認証: 無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定を、無線設備の工事設計(設計図、タイプ)及び業者の無線設備の取扱い段階の品質管理方法に対して行う認証。

技術基準適合自己確認:(特別特定無線設備のみに適用されるため、ここでは省略)

審査項目	技術基準適合証明	工事設計認証
工事設計の審査 工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するものかを審査する。	○	○
対比照合審査 申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。	○	○
特性試験 申込設備の試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	○	○
確認の方法の審査 工事設計に基づき生産等を行う特定無線設備のいずれもがその工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて適切に審査を行う。	—	○



登録証明機関に提出する書類

- 技術基準適合証明、工事設計認証を受けるに際して、申し込み者が登録証明機関に提出すべき書類等は以下の通り。
- 技術基準適合証明、工事設計認証ともに登録証明機関は、特性試験に代えて外部試験結果を活用して審査を行うことができる。ただし、登録証明機関は、自己の責任で外部試験結果の受入れの適否について判断する。

提出物	技術基準適合証明		工事設計認証	
	登録証明機関による試験	外部試験利用	登録証明機関による試験	外部試験利用
工事設計書 (証明規則※1別表第2号)	○	○	○	○
無線設備系統図 (工事設計書の添付図面)	○	○	○	○
部品の配置及び外観を示す写真又は図 (寸法を記入したもの)	△ 設備の開閉が困難な場合	○	△ 設備の開閉が困難な場合	○
確認方法書※2 (証明規則別表第4号)	—	—	○	○
申込設備	○	—	○	—
特性試験結果	—	○	—	○
その他、登録証明機関が求める書類等 (申込書、申込設備の取扱説明書など)	○	○	○	○

※1 昭和五十六年郵政省令第三十七号特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

※2 工事設計合致義務を履行するための以下の事項を記載：①組織並びに管理者の責任及び権限、②工事設計合致義務を履行するための管理方法、③特定無線設備の検査、④測定器その他の設備の管理、⑤その他

登録証明機関ヒアリングの結果概要

- 第3回、第4回検討会で登録証明機関4者に対し、欧米基準試験データ活用に関するヒアリングを実施。ヒアリング結果の概要は以下の通り。ヒアリングの詳細は次頁以降参照。

1. 無線LAN及びBluetooth機器の認証について

- (認証の状況) 各機関とも無線LAN等に関する認証を年間数百件実施。認証件数は2.4GHz帯システムの方が多い傾向。認証件数に占める割合は各機関で異なるが、いずれも外部試験データの受入れは実施。
- (試験設備) 欧米向け試験では、放射試験への対応で日本向けの試験とは別の試験設備を利用している。
- (人材) 日本、欧州、米国向け試験は、それぞれの国の試験に精通した人員が対応する。
- (時間・費用) 試験の中で工数・時間を要するのは、5GHz帯のDFS機能に関する試験(国ごとに複数のレーダパターンについて試験を実施、レーダの検出確率を評価するため繰り返し試験を実施する必要あり)。

2. 欧米基準試験データの受入れについて

- (受入れ実績) 無線LANおよびBluetoothに関して、欧米基準試験データを受入れた実績はない。受入れの相談は一部あるものの、試験方法の違いなどにより受入れは不可と判断している。

3. 欧米基準試験データの活用の際の課題について

- (活用ルール) 欧米基準試験データ活用のための、登録証明機関向けの統一ルールの策定、日欧米の基準更新に合わせたルールの改定、継続的な情報発信が必要。
- (信頼性) 受け入れる欧米基準試験データの信頼性確保などが課題となる。
- (コスト) 無線LAN等の試験の自動化により、データ受入れより試験を実施した方が時間や費用が安価になるケース有。
- (公平性) 試験データの受入れは、国間における公平性を確保した形で実現するべき。

4. 海外における認証の取組の参考事例について

- 米国FCCのKnowledge Database (KDB)は、試験方法の疑問解消や共通化の有力なツール。

測定器に関する規程ついて①

電波法

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 一～三 (略)

四 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較こう正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(無線設備の点検を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正

ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等。

測定器に関する規程ついて②

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

別表第三号 工事設計認証の審査

第十七条及び第三十三条の工事設計認証の審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 工事設計の審査

工事設計認証の求めに係る特定無線設備の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

二 対比照合審査及び特性試験

別表第一号一(2)及び(3)並びに三の規定は、工事設計認証の求めに係る工事設計(当該求めに係る確認の方法を含む。)に基づく一の特定無線設備の審査又は当該一の特定無線設備の試験結果を記載した書面及び写真等の審査について準用する。

三 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査

一～二 (略)

三 申込設備の写真等(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものをいう。以下同じ。)並びに特性試験の試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験の結果を記入した書類が提出された場合は、当該申込設備の提出を要しないものとし、申込設備に代えて当該申込設備の写真等と申込設備の工事設計書とを対比照合することにより対比照合審査を、また、特性試験に代えて当該試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験結果を記載した書類により適合性の審査を行うことができる。この場合において、登録証明機関は、提出された書類が次の各号に適合するものであるかどうかの確認を適切に行わなければならない。

(1) 法第二十四条の二第四項第二号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。

(2) 別表第一号一(3)に規定する特性試験の方法に従って行つた試験であること。

表示に関する規程ついて①

電波法

第三十八条の二十五 登録証明機関による工事設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該工事設計認証に係る工事設計(以下「認証工事設計」という。)に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十八条の二十六 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、**当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。**

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

第二十条 法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく**特定無線設備の見やすい箇所**(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の**当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)**の見やすい箇所)に付す方法

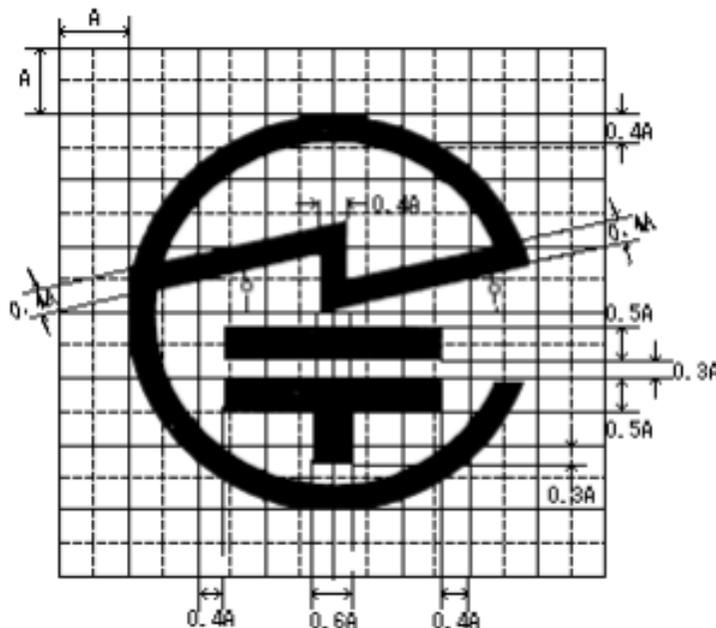
二～三 (略)

表示に関する規程ついて②

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

様式第7号

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。



注1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

2 材料は、容易に損傷しないものであること(電磁的方法によって表示を付す場合を除く。)

3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

次表(略)